

●香川県監査委員公表第30号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成23年9月30日

香川県監査委員 仲 山 省 三
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 総務部
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 措置の状況

	監査の結果（対象機関）	措 置 の 状 況
指導注意事項	<p>ア 収入事務について 狩猟税申告書に納税済印のないものが3件あった。（県税事務所）</p> <p>イ 旅費の支給について （ア） 県内旅費の有料道路使用料について、支給漏れになっているものがあった。（総務事務集中課） （イ） 自家用車公務使用申請書が提出されているにもかかわらず、県内旅費の支給漏れが6件あったので、所属でのチェック体制を確立する必要がある。（文書館） （ウ） 新旅費システムに入力した県内旅費について、差戻しになったままのものや、出張日から6箇月以上支払が遅れているものがあった。（県税事務所） （エ） 職員が県内出張しているにもかかわらず、旅費が支給されていないものがあったので、旅費を追給する必要がある。（職員課） （オ） 自家用自動車を公務使用した県内旅行について、旅費が支払われていないものがあったので、追給する必要がある。（秘書課）</p> <p>ウ 手当の支給について</p>	<p>領収確認後に必ず押印するように再度周知徹底した。</p> <p>当該案件については、速やかに所定の手続きをとり、該当職員に支給するとともに、支出状況と証拠書類の確認を徹底することとした。</p> <p>当該案件については、直ちに旅費を支給した。 自家用車による出張の終了後、総務担当において新旅費システムの申請照会で確認をするなどチェック体制を見直した。</p> <p>直ちに旅費の支給を行うとともに、毎月、新旅費システムより帳票を出力し、申請の状態を確認することとした。</p> <p>県内旅費の未支給について、直ちに追給した。</p> <p>県内旅費の未支給について、直ちに追給した。</p>

(ア) 扶養手当について、被扶養者の所得の認定に誤りがあったので、返納させる必要がある。

また、認定誤りの防止策についても検討する必要がある。(総務事務集中課)

所得証明書等には記載されない育児休業給付金受給の有無の確認が不十分であったので、該当職員に収入状況を確認し、返納処理を行った。

また、所得証明書に記載されない育児休業給付金などの雇用保険関係給付金について、被扶養者の収入状況把握漏れの防止策として、給付金受給の有無を明記した給与等支出予定証明書様式を総務ナビに掲示し提出してもらうこととした。

(イ) 高速道路利用者の通勤手当について、年次有給休暇取得日に高速道路料金が支給されていた。(人事・行革課)

指摘後、直ちに返納手続を行い、平成23年5月分の給与から返納させた。

また、当該職員と自動車を相乗りして通勤している職員(配偶者)には、当日利用した高速道路料金については、支給できる旨の説明を行った。

エ 委託契約について

清掃業務について、総務部長通知に基づき設計金額を算出する必要があるにもかかわらず、算出していなかった。(文書館)

今後の清掃業務の委託契約事務に当たっては、総務部長通知に基づき、設計金額を算出して行う。

オ 支出事務について

(ア) 清掃業務について、仕様書で定めている清掃員の配置人数が確保されていないまま、委託料を支出しているものがあった。(文書館)

当該案件については、直ちに委託事業者を指導した。

清掃員配置人数については、今後も仕様書に基づく配置人数であることを「清掃日報」で履行確認し、適正に委託料の支出を行う。

(イ) 職員住宅の修繕については、事前の査定を的確に行うとともに、具体的な修繕箇所を示し承認を受ける必要がある。

(職員課)

職員住宅の修繕については、的確な事前の査定に努めるとともに、修繕伺に具体的な修繕箇所を記載して承認を受けることとした。

(ウ) 物品の購入について、物品購入荷が

当該案件については、指摘後

	<p>全く作成されていなかった。(国際課)</p> <p>カ 物品の管理について</p> <p>(ア) 消耗品出納簿の記載について、物品取扱員、物品出納命令者及び請求者受領の印がなかった。(県税事務所)</p> <p>(イ) 指定管理者である財団法人香川県国際交流協会に貸し付けている物品について、現品確認ができていないなど、管理が不十分であった。(国際課)</p> <p>(ウ) 被服の貸与状況を明らかにした帳簿等を作成していなかった。(消防学校)</p>	<p>直ちに物品購入伺を作成した。</p> <p>薬品の出し入れを行う都度、消耗品出納簿に記入、押印することとした。</p> <p>物品貸付簿、物品貸付契約書、備品台帳において貸し付けている物品の整理を行った。</p> <p>直ちに貸与被服管理簿を作成した。</p>
<p>検討指示事項</p>	<p>ア 繰越金について</p> <p>集中管理特別会計の文書管理費の繰越金について、文書作成費振替単価の見直しにより、さらに繰越額の減少を図るよう検討する必要がある。(総務事務集中課)</p> <p>イ 修繕について</p> <p>職員住宅の修繕について、県と使用者の費用負担区分に係る基準が設けられているが、現状とのかい離が見られるので、他県の状況等を参考にして、見直しを行う必要がある。(職員課)</p>	<p>繰越金は年度始めの振替単価設定時におけるコピー枚数の年間見込みと実績の差等によるものである。平成23年度においては、繰越金の更なる逡減が図れるよう、振替単価の見直しを行った。今後とも、検討指示を踏まえ、適切な振替単価の検討など、繰越金の減少に向けた取組を行う。</p> <p>職員住宅の修繕における県と使用者の費用負担については、他県の状況等も参考にしながら、費用負担の基準の見直しを検討する。</p>